

令和3年5月25日
総務局

東京都過疎地域持続的発展方針（素案）の公表及び御意見募集について

東京都では、このたび、東京都過疎地域持続的発展方針の素案を取りまとめましたので、公表します。

本方針は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、令和3年度から令和7年度までの過疎地域における施策の方向性を示すものです。

今後、下記のとおり都民の皆様から御意見を募集し、本年9月を目途に東京都過疎地域持続的発展方針を策定・公表する予定です。

記

1 募集内容

東京都過疎地域持続的発展方針（素案）に関すること

2 素案の閲覧方法

下記URLに記載されております。

<https://www.soumu.metro.tokyo.lg.jp/05gyousei/06sinkoukasosoan.html>



このほか、総務局行政部振興企画課（都庁第一本庁舎13階北側、平日9時00分から18時15分まで）で閲覧できます。

3 募集期間

令和3年5月25日（火曜日）から同年6月25日（金曜日）まで
(郵送の場合は、期間最終日消印有効とします。)

4 応募方法

郵送又は電子メールのいずれかの方法で、御意見をお寄せください。

(1) 郵送

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

「東京都総務局行政部振興企画課 東京都過疎地域持続的発展方針担当」宛てに、別紙「意見提出用紙」をお送りください。

(2) 電子メール

S0000020(at)section.metro.tokyo.jp 宛てにお送りください。

※最初の「S」の後ろの「0000020」は、すべて数字です。

※迷惑メール対策のため、メールアドレスの表記を変更しております。お手数ですが、(at)を@に置き換えて利用ください。

※必ず件名に「東京都過疎地域持続的発展方針素案への意見」と記載してください。

※電子メール本文に、氏名（名称）、住所（所在地）、該当箇所、御意見内容、理由を記入の上、提出してください。

なお、「意見提出用紙」による提出は御遠慮ください。データファイル等を添付された場合、情報セキュリティの都合上、開封いたしません。

5 御意見提出に当たっての留意事項

- ・ 電話による御意見の受付はいたしません。
- ・ 御意見は日本語で記載してください。
- ・ いただいた御意見については、個人情報（氏名、住所等）を除き、公表することができます。
- ・ 応募方法に即して記載されていない場合や、募集期間を過ぎて到着した場合は、無効とさせていただくことがあります。
- ・ 御意見に対する個別の回答はいたしませんので、予め御了承ください。
- ・ メールアドレス等はお間違えのないようお願いします。

【問い合わせ先】

総務局行政部振興企画課

電話：03-5388-2444

別紙 意見提出用紙

御意見提出用紙

(提出先：東京都総務局行政部振興企画課 東京都過疎地域持続的発展方針担当)

募集内容	東京都過疎地域持続的発展方針（素案）に関すること
募集期間	令和3年5月25日から同年6月25日まで
氏名（名称）	
住所（所在地）	
御意見	<該当ページ>
	<御意見内容>
	<理由>